

玉野市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、玉野市内に居住する、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、地域の教育、福祉、保健、医療、警察、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が連携することにより、子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを行い、効果的に支援するために、玉野市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とは、地域の関係機関等では十分に対応できない子ども・若者を主な対象としており。不登校、ひきこもり、若年無業者を幅広く含む。年齢層では0歳から30歳代を対象とする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を実現するために、次にあげる業務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援にかかる情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関をもって構成する。ただし、必要に応じて見直すことができる。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、教育長が兼務をする。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会に代表者会議、実務者会議を置く。

2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会の基本的な運営方針の決定や実務者会議が円滑に機能する環境整備等について協議する。

3 実務者会議は、関係機関等の担当者により構成し、協議会の目的を達成するため、研修の企画や、個別支援が必要なケースの定期的な支援状況の管理や情報交換等を行う。

(会議の開催)

第6条 代表者会議及び実務者会議は、会長が招集する。

2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとする。

3 実務者会議は、原則として年4回以上開催するものとし、個別ケース検討会議が必要となった場合は随時開催するものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(調整機関)

第7条 会長は法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、玉野市教育委員会学校教育課を指定する。

2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 関係機関等の連絡調整に関すること。

(3) その他協議会の事務に関すること。

(子ども・若者総合相談センター)

第8条 会長は、法第13条の規定により、子ども・若者総合相談センターを教育サポートセンター内に置く。

2 子ども・若者総合相談センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一時的な相談対応を行う、関係機関等へ適切なつなぎを行う。

(2) 関係機関等と連携しながら、必要に応じて継続的な相談対応を行う。

(情報提供等)

第9条 協議会の会議は、第2条に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、構成機関等に対し、資料または情報の提供、陳述その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の事務に従事する者又は協議会の構成員は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。この協議会を退いた後も同様とする。

(その他)

第 11 条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 2 月 26 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 4 条の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命する委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(招集の特例)

3 第 6 条 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

分野	構成機関・団体名
教育	玉野市小学校長会
	玉野市中学校長会
	玉野市立高等学校
福祉・保健	たまの発達障害者支援センター
	岡山県中央児童相談所
	岡山県備前保健所
医療	玉野市医師会
警察	玉野警察署
雇用	玉野公共職業安定所
	玉野市障害者就労支援センター
NPO・支援団体	おかやま地域若者サポートステーション
玉野市	玉野市健康福祉部
	玉野市教育委員会